

# 生活 パイロット

晩婚化が進む中、子どもの結婚に親が関与できるサービスが提供されています。しかし、当事者である子どもに説明しないまま契約させる業者もあり、さまざまトラブルが生じています。

【事例】息子の結婚を



## 子どもの結婚仲介サービス

### 成婚断言の業者は注意

心配していたところ、結婚相手紹介サービスの業者から勧誘の電話がかかったため、家で説明を受けることにした。結婚相手の条件を示すと、「条件に合う相手がたくさんいる」と言うので契約し、登録料や月額料金など50

万円を支払った。業者から「10日ほど周囲には秘密にするように」と言われ、息子にも伝えなかった。その後、相手のプロフィールが送られてきたが、条件が全く考慮されていない。さらに息子に話すと、「見合いをする

気はない」と言うので解約したい。  
【アドバイス】結婚相手紹介サービスを利用する場合、業者に口止めされても、当事者である子どもとよく話し合うことが必要です。サービスの内容を親子で確認した上

で契約しましょう。子どもを心配する親心に付け込み「絶対結婚できる」と断言するような業者には十分注意してください。料金体系や解約条件などについても、契約前によく確かめることが必要です。解約金が高額な場合があります。複数の業者を比較し、契約書などで内容を確認しましょう。

一定の要件を満たせば、クーリングオフや中途解約ができることがあります。クーリングオフをしても返金されないなどのトラブルがあれば、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス☎097・534・0999)